



大和田会計ニュース



「先端設備導入の際の固定資産税の特例」について

認定支援機関と先端設備等導入計画を策定して、各市町村の認定を受けてから、新規設備を取得した場合、償却資産の特例措置として最初の 3 年間の固定資産税が最大ゼロになります。

耐用年数 10 年の 1 千万円の設備に対する固定資産税は、3 年間合計で 30 万円程度です。

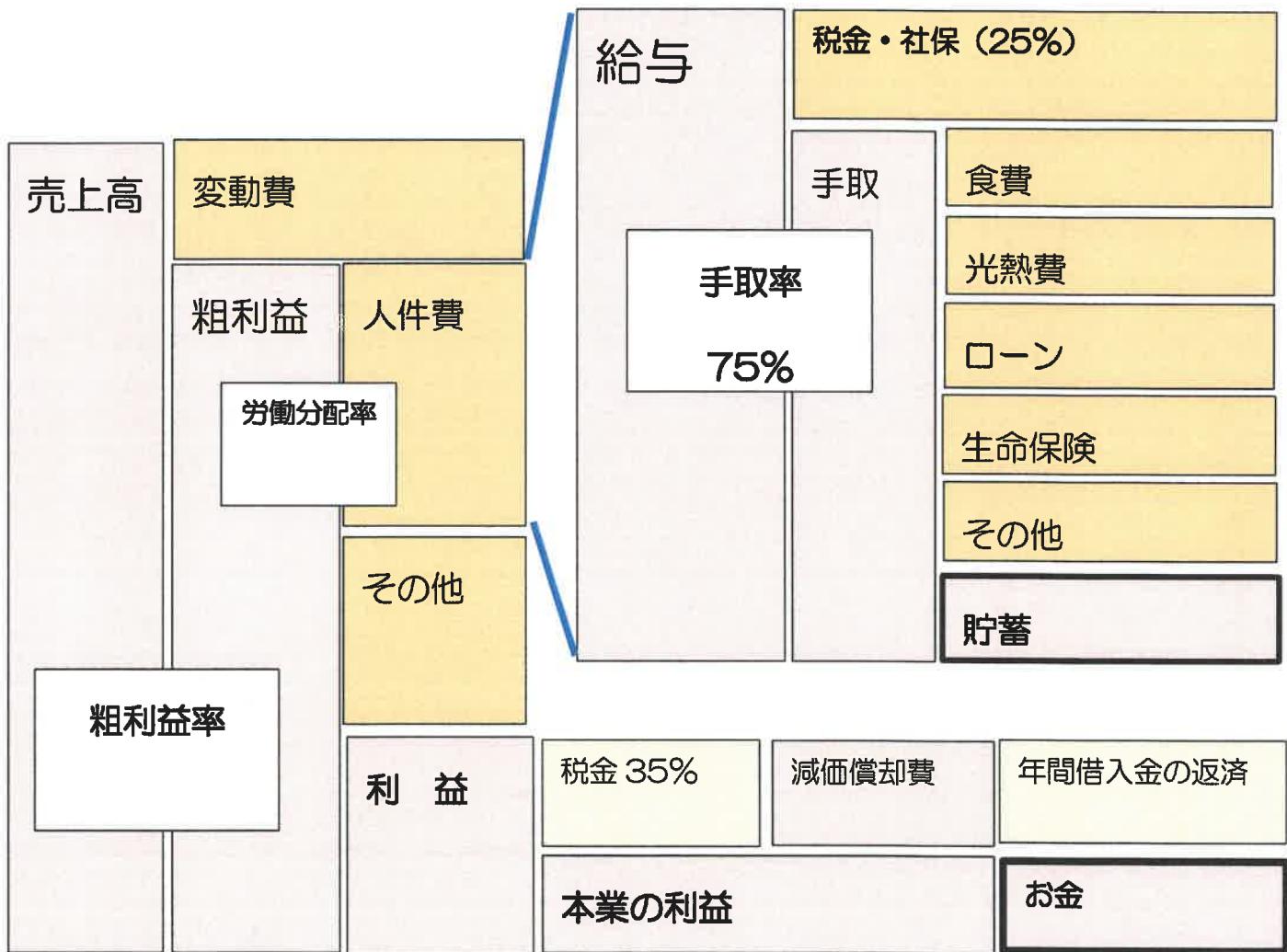
適用期間	令和 5 年 3 月 31 日までに、対象設備等を取得又は製作すること		
認定対象者	中小企業者であること。業種毎の該当条件がある。(いずれかを満たす)		
		業種分類	資本金額
		製造業・建設業・運輸業など	3 億円以下
		卸売業	1 億円以下
		小売業	5 千万円以下
		サービス業	5 千万円以下
先端設備導入計画の要件	<ul style="list-style-type: none">①計画期間は、認定から 3 ~ 5 年間②労働生産性が直近の事業年度比で、年平均 3 %以上向上すること③先端設備は、下記の減価償却資産に該当すること④計画内容は、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けること		
先端設備の対象設備	減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
	機械装置	160 万円以上	10 年以内
	測定器具・検査工具	30 万円以上	5 年以内
	器具備品	30 万円以上	6 年以内
	建物附属設備	60 万円以上	14 年以内
	構築物	120 万円以上	14 年以内
	事業用家屋	120 万円以上	新築
固定資産税減免までの手続きの順序	<ul style="list-style-type: none">①認定経営革新等支援機関と導入計画を策定し、事前確認を受ける②工業会等から先端設備の証明書を取得する③各市町村に計画認定申請をし、認定結果を受ける④新規設備取得をして、生産性向上の取り組みを行う⑤償却資産税申告の際に、必要書類を添付し特例措置適用申請を行う		

(文責 税理士 大和田利明)

年間 100 万円 貯蓄をするには給与はいくら必要ですか？

下記の表は西順一郎先生の「戦略会計STRAC II」を キャッシュフローコーチ協会代表理事和仁達也先生が加筆引用して、お金の全体像を示した 「お金のブロックパズル®」です。

ご自身の会社の数字と自身の生活費をいれてみましょう。会社に資金としてお金を残すにはいくら売上高が必要でしたか。また、年間100万円貯蓄するにはいくら給与が必要でしょうか。



この表のコツを知っていれば2割の知識で経営において8割OKとなる表です。

ご自分でやってみていかがでしたか。

ご自分で、できたならすばらしいです。今後、会社の目標設定や個人の目標設定の参考にしてください。また、社員の方にもいくら給与を稼ぐには、いくら売上が必要なのかを伝えるツールとして使用して頂ければ幸いです。

数字の入れ方が分からぬ・お金の流れを明確にしたい。会社の改善箇所を知りたいなどが、ありましたら、会計ニュース読者特典として1回のみ無料にて個別相談を当社キャッシュフローコーチが受付ます。(相談をして頂いた方には和仁達也先生の著書「超脱★ドンブリ経営のすすめ」をプレゼントします)

また、この表を社員に説明したい、説明をしたいがうまくできないので、セミナーをしてほしいなどの要望がありましたらご相談ください。